

鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の寝たきり高齢者等で常時介護を要する状態にある者に対し、理髪サービス又は美容サービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寝たきり高齢者等 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定において要介護3、要介護4又は要介護5と判定された65歳以上の者をいう。
- (2) 理髪サービス 寝たきり高齢者等の居宅において頭髪の刈込み及び顔そり（寝たきり高齢者等の身体状況により顔そりを行うことが困難な場合は、顔そりを除く。）を行うことをいう。
- (3) 美容サービス 寝たきり高齢者等の居宅において容姿を整えるために整髪を行うことをいう。

(対象者)

第3条 事業を利用することができる者は、本市に住所を有する寝たきり高齢者等で、理容店での理髪又は美容室での整髪が困難である者とする。

(申請等)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス利用申請書（様式第1）に同意書（様式第1の2）その他の必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定し、鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス利用決定通知書（様式第2）又は鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス利用却下通知書（様式第3）により申請者に通知するとともに、利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）には、鹿児島市理髪サービス・美容サービス利用券（様式第4）を交付するものとする。

3 利用券は、事業を利用しようとする年度（以下「利用年度」という。）の7月31日までに申請した利用者には3枚、利用年度の8月1日から11月30日までに申請した利用者には2枚、利用年度の12月1日以降に申請した利用者には1枚を交付する。

4 利用券の有効期限は、当該利用券の交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(事業の委託)

第5条 市長は、理髪サービス及び美容サービスの実施を次に掲げるものに委託する。

(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第5条の2の規定による理容師の免許又は美容師法（昭和32年法律第163号）第5条の2の規定による美容師の免許を受け、かつ、市長が別に定める要件を満たす者（以下「有資格者」という。）で、次号の団体に加入していないもの。

(2) 有資格者で組織する団体

（実施方法）

第6条 事業における理髪サービス及び美容サービス（以下「理髪サービス等」という。）

は、利用者の申出により、前条の規定により委託を受けたものが、利用者と日時等を調整して行う。

2 利用者が理髪サービス等を受ける場合は、利用者の家族等は必要な介護を行わなければならない。

（費用負担）

第7条 利用者又は利用者の属する世帯の生計中心者は、事業を利用したときは、別表に定めるところにより、理髪サービス等に要する費用の一部（以下「利用者負担額」という。）を負担するものとする。

2 利用者負担額は、利用者又は利用者の属する世帯の世帯中心者が理髪サービス等を実施した業者に直接支払うものとする。

（資格喪失）

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失するものとする。

(1) 利用者が死亡したとき。

(2) 利用者が本市外へ転出したとき。

(3) 利用者が第2条第1号に規定する寝たきり高齢者等でなくなったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

（吉田町等の編入に伴う経過措置）

2 吉田町、桜島町及び喜入町の編入の日前にこれらの町であった区域に住所を有している者に係る事業の実施については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ吉田町ねたきり老人等理髪サービス事業実施要綱（平成8年吉田町要綱第3号）、桜島町ねたきり老人等理髪サービス事業実施要綱（平成8年桜島町告示第11号）及び喜入町訪問理美容サービス事業実施要綱（平成12年喜入町告示第25号）の例による。

3 松元町及び郡山町の編入の日前にこれらの町であった区域に住所を有している者については、平成17年3月31日までの間は、この要綱の規定は適用しない。

(生活保護法による保護の基準改正に伴う経過措置)

4 平成30年9月30日において生活保護受給者であった者で、同年10月1日施行の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。)の改正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったものに限る。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、生活保護の廃止日から当分の間、利用者負担額は、無料とする。

(令和6年度分及び令和7年度分の個人の市町村民税の特別税額控除の適用)

5 第7条に規定する利用者負担額は、令和6年度分及び令和7年度分の個人の市町村民税に限り、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第5条の8第4項及び附則第5条の12第3項の規定により控除した生計中心者の当該年度分(4月1日から6月30日までの間に申請がなされたものにあつては前年度分)の所得割額をもって決定した額とする。

別表中「利用者世帯」を「利用者の属する世帯」に改め、同表備考中「申請者」を「生計中心者」に改める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス利用申請書を提出した者について適用し、同日前に鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス利用申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス利用申請書を提出した者について適用し、同日前に鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス利用申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、鹿児島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の施行の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第7条）関係

利用者の属する世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の市町村民税非課税世帯又は 生計中心者の市町村民税所得割額が10,000円以下の世帯	0円
C	生計中心者の市町村民税所得割額が10,001円以上30,000円 以下の世帯	費用の1割
D	生計中心者の市町村民税所得割額が30,001円以上100,000円 以下の世帯	費用の3割
E	生計中心者の市町村民税所得割額が100,001円以上の世帯	費用の5割

備考：利用者負担額は、生計中心者の当該年度分（4月1日から6月30日までの間に申請がなされたものにあつては前年度分）の市町村民税額をもって上記の表により決定する。